

# 昭和49年度神奈川県立高等学校

## (全日制の課程および通信制の課程)志願の手びき

神奈川県教育委員会

### 1 志願資格

神奈川県立の高等学校(全日制の課程および通信制の課程。以下「高等学校」という。)に志願しようとする者(以下「志願者」という。)は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 2 1に掲げる学校を昭和49年3月末日までに卒業する見込みの者
- 3 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 4 文部大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部大臣が指定した者
- 6 就学義務猶予免除者に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書を授与された者
- 7 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として高等学校の校長が認めた者

### 2 通学区域

志願に際しては、神奈川県公立高等学校通学区域規則(昭和37年神奈川県教育委員会規則第17号)の定めるところにより、次のような制約がある。

#### 全日制の課程

##### 1 普通科への志願

- (1) 志願者と保護者(親権者又は後見人その他親権を行なう者)の住所の属する学区内の高等学校に志願するのを原則とする。
  - (2) 志願者が、在学し又は在学していた中学校(以下「出身中学校」という。)の校長の同意を得た者は、(1)の原則にかかわらず、学区外の高等学校へ志願することができる。この場合、入学を許可される者の数は、入学しようとする学区外の高等学校の第1学年生徒の定員の1割以内であるから注意すること。
  - (3) (2)とは別に通学上の理由、身体の状態等の理由による学区外の高等学校への志願者は、志願しようとする高等学校の校長に対し、他学区志願許可申請書を提出し、その許可を受けた場合に限り、(1)の原則にかかわらずその高等学校を志願することができる。
- 2 普通科を除く学科(以下「専門教育を主とする学科」という。)への志願  
県内に志願者の住所があれば、県内のいずれの高等学校にも志願することができる。

#### 通信制の課程

通信制の課程への志願者は、県内に志願者の住所又は勤務地のいずれか一方があれば、県内のいずれの高等学校にも志願することができる。

### 3 入学定員

高等学校の入学定員は、別表のとおりである。

#### 4 募集期間及び入学願書の受付時間

区 分	募 集 期 間	受 付 時 間
全 日 制 の 課 程	2月4日(月)から 2月8日(金)まで。	毎日午前9時から午後3時まで。 ただし、2月8日(金)は正午まで。
通 信 制 の 課 程	3月20日(水)から 4月4日(木)まで。	毎日午前9時から午後5時まで。 ただし、土曜日は正午まで。

※ 日曜日は、受け付けない。

#### 5 志 願 の 手 続

- 1 入学の志願は、募集期間を同じくするものについては、1の高等学校の1の科に限るものとし、二重志願は認めない。ただし、専門教育を主とする学科のうち農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科及び水産に関する学科への志願者は、志願先の高等学校内で、志願した科の属する学科内の科について第2志望を申し出ることができる。

この場合、第2志望が認められるのは、第2志望として申し出た科において、その科を第1志望とする志願者数が志願変更締切時にその入学定員に満たないときのみであるから留意すること。

- 2 志願者は、志願先の高等学校の校長に対して、入学願書に入学検定料250円(通信制の課程に志願する場合は、入学検定料を要しない。)を、添えて願い出ること。

なお、次の高等学校への入学願書の提出については、提出場所を誤らないようにじゅうぶん注意すること。

志 願 高 等 学 校	提 出 場 所
県立清水ヶ丘高等学校	県立商工高等学校内校 県立清水ヶ丘高等学校内校
県立港南台高等学校	県立横浜日野高等学校内校 県立港南台高等学校内校
県立旭高等学校	県立希望ヶ丘高等学校内校 県立旭高等学校内校
県立市ヶ尾高等学校	県立川和高等学校内校 県立市ヶ尾高等学校内校
県立瀬谷高等学校	県立松陽高等学校内校 県立瀬谷高等学校内校
県立川崎北高等学校	県立多摩北高等学校内校 県立川崎北高等学校内校
県立藤沢工業高等学校	県立平塚工業高等学校内校 県立藤沢工業高等学校内校
県立藤沢西高等学校	県立湘南高等学校内校 県立藤沢西高等学校内校
県立麻溝台高等学校	県立厚木南高等学校内校 県立麻溝台高等学校内校
県立座間高等学校	県立中央農業高等学校内校 県立座間高等学校内校

- 3 志願した者のうち県外の中学校卒業(予定)者は、その出身中学校の校長から志願先の高等学校の校長に対し、次の(1)に掲げる書類を(2)に掲げる期日までに提出することになっているので、出身中学校の校長とじゅうぶん連絡をとること。

- (1) ア 志願した者の調査書

調査書(1部)は「昭和49年度調査書作成上の注意」に基づいて作成したもの。

イ 学習成績一覧表(出身中学校で作成する。)

- (2) 調査書等の提出期間及び受付時間

区 分	提 出 期 間	受 付 時 間
全 日 制 の 課 程	2月16日(土)から 2月19日(火)まで。	毎日午前9時から午後3時まで。 ただし、土曜日は正午まで。
通 信 制 の 課 程	3月20日(水)から 4月4日(木)まで。	毎日午前9時から午後5時まで。 ただし、土曜日は正午まで。

※ 日曜日は、受け付けない。

- 4 郵送による入学願書の提出は、原則として認めない。また、納入した入学検定料は返還しない。
- 5 全日制の課程のうち普通科への志願者（出身中学校の校長の同意を得て学区外の普通科へ志願した者を除く。）で、住所がその保護者と異るときは、その理由を記載した書類（志願者の氏名及び理由を記載し、保護者が署名押印したもの。以下「理由書」という。）を入学願書に添えて提出しなければならない。この場合、理由書は、封をし、「理由書在中」と朱書して提出すること。ただし、志願者と保護者との住所が別であっても、それが同一学区内にある場合は、理由書の提出を要しない。
- 6 全日制の課程のうち普通科への志願者が、通学上又は身体の状況等の理由により、学区外の高等学校へ志願しようとするときは、あらかじめ出身中学校の校長の了承を受けて他学区志願許可申請書（高等学校にそなえてあります。）を、次の期間中に志願しようとする高等学校の校長に提出し、他学区志願許可通知書の交付を受け、入学願書に添えて提出しなければならない。

他学区志願許可申請期間	受付時間
2月1日（金）及び2月2日（土）	午前9時から午後3時まで。 ただし、2月2日（土）は正午まで。

- 7 全日制の課程のうち普通科への志願者（出身中学校の校長の同意を得て学区外の普通科へ志願した者を除く。）について、高等学校の校長が特に必要と認めるときは、住民票の写しを提出しなければならない。

## 6 志 願 変 更

- 1 募集期間中に志願の手続を完了した者は、次に掲げる場合は、県立相互間、県立と市立の相互間及び市立相互間のいずれを問わず、志願変更をすることができる。なお、専門教育を主とする学科（農業、工業、商業及び水産に関する学科）へ志願した者は第1志望、第2志望のいずれを問わず志願変更をすることができる。ただし、志願変更は、志願変更期間中1回に限るものとし、志願変更の再変更は認められないので注意すること。

### 全日制の課程

#### (1) 普通科

学区内の高等学校の普通科へ志願した者で、学区内の他の公立の高等学校の普通科に志願変更をしようとする場合（学区外の高等学校の普通科へ志願した者は、学区内、学区外のいずれを問わず志願変更をすることができないので注意すること。）

#### (2) 専門教育を主とする学科

ア 志願した高等学校内で同一の学科内のいずれかの科（たとえば、工業に関する学科であれば機械科から電気科等）へ変更する場合

イ 他の公立の高等学校の同一の学科内のいずれかの科（たとえば、A工業高等学校の機械科へ志願した者は、B工業高等学校の機械科、電気科等）へ変更する場合

### 通信制の課程

通信制の課程にあつては、志願変更は認めない。

#### 2 志願変更期間及び志願変更の受付時間

区 分	志願変更期間	受付時間
全日制の課程	2月12日（火）及び 2月13日（水）	午前9時から午後3時まで。 ただし、2月13日（水）は正午まで。

#### 3 志願変更の手続

- (1) 志願変更をしようとする者は、志願変更願（高等学校にそなえてあります。）に出身中学校の校長の確認印を受け、それに受検票を添えて志願先の高等学校の校長に提出し、入学願書等必要な書類（出身中学校の校長が送付した書類を除く。）の返還を受けなければならない。
- (2) 志願した者は、返還を受けた入学願書の志願高等学校の欄中、科及び高等学校名を志願変更の内容に適するよう訂正（訂正箇所には、保護者が押印する。）し、志願変更先の高等学校の校長に受検票を添えて提出する。

4 志願者数の発表

志願変更期間中は、毎日正午及び午後3時現在における志願者数を高等学校内に掲示する。

5 志願変更に伴う入学検定料の取扱い

同一の県立高等学校内及び県立の高等学校相互間において志願変更をする場合は、入学検定料を再納入することを要しない。したがって、市立の高等学校から県立の高等学校へ志願変更をする場合は再納入することになる。

6 志願変更先の高等学校における第2志望

志願変更先の高等学校における第2志望については、5の1を準用する。

## 7 選抜の方法

### 全日制の課程

1 入学者の選抜は、出身中学校の校長から送付された志願した者についての調査書、選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）の成績等に基づいて、昭和49年度神奈川県立高等学校（専攻科を除く。）入学者の募集及び選抜実施要領で定めた方法により行なう。

2 専門教育を主とする学科を志願した者については、高等学校の校長が必要と認めるときは、医師による健康診断を行なう。

3 学力検査の期日は、2月27日（水）とする。

学力検査の教科及び時間割は、次のとおりである。

時刻	9.00	9.00 9.20	9.30 10.10	10.25	10.30 11.10	11.25	11.30 12.10	12.10 13.00	13.00	13.05 13.45	14.00	14.05 14.45
教科	集合	検査についての注意	国語	予鈴	社会	予鈴	数学	昼食	予鈴	理科	予鈴	外国語(英語)
その他												

4 学力検査の会場は、志願先（志願変更をしたときは、その変更先）の高等学校とする。

ただし、次表の(A)欄に掲げる高等学校については、それぞれ(B)欄に掲げる検査会場において検査を行なう。

(A) 志願高等学校	(B) 検査会場
県立清水ヶ丘高等学校	県立横浜緑ヶ丘高等学校
県立港南台高等学校	県立横浜日野高等学校内校 県立港南台高等学校
県立旭高等学校	県立希望ヶ丘高等学校内校 県立旭高等学校
県立市ヶ尾高等学校	県立川和高等学校内校 県立市ヶ尾高等学校
県立瀬谷高等学校	県立横浜平沼高等学校
県立川崎北高等学校	県立多摩高等学校内校 県立川崎北高等学校
県立藤沢工業高等学校	県立平塚工業高等学校内校 県立藤沢工業高等学校
県立藤沢西高等学校	県立湘南高等学校内校 県立藤沢西高等学校
県立麻溝台高等学校	県立厚木南高等学校内校 県立麻溝台高等学校
県立座間高等学校	県立中央農業高等学校内校 県立座間高等学校

### 通信制の課程

1 入学者の選抜は、出身中学校の校長から送付された志願した者についての調査書及び面接の結果を総合評価して行なう。

2 面接の期日は、高等学校の校長が定める。

3 面接の会場は、志願先の高等学校又は、特に学校長の指定する場所で行なう。

## 8 合格者の発表

合格者の発表は、次の期日に行なう。

区 分	発 表 日 時	発 表 場 所
全 日 制 の 課 程	3月7日(木) .....午前10時	志願先(志願変更先)の高等学校
通 信 制 の 課 程	4月11日(木) .....午前10時	

## 9 入学手続

- 1 合格者は、その高等学校において合格通知書の交付を受けて所定の手続をしなければならない。
- 2 志願又は学力検査に際して不正行為のあった者及び1の手続を行なわなかった者に対しては、入学を許可しないものとする。

## 10 県内の転居予定者に対する取扱い

- 1 全日制の課程のうち普通科への志願者が、保護者の勤務先変更その他特別の理由によって保護者と共に近く移転することが確実であって、その移転に伴って学区が変わるときは、移転先を学区として志願することができる。  
なお、この場合は、次に掲げる書類を入学願書に添付し、志願しようとする高等学校の校長の承認を得なければならない。
  - (1) 家屋の建築を証明する書類
  - (2) 家屋の売買契約書
  - (3) 公社宅その他の住居への入居証明書
  - (4) 転勤、就職等の証明書
  - (5) その他参考書類
- 2 上記の者が、その志願を承認された場合は、志願しようとする高等学校の属する学区をその者の学区とみなす。

## 11 県外からの転居予定者に対する取扱い

- 1 県内に住所(通信制の課程に志願する場合は、住所又は勤務場所。)を有しない者は、県内の公立高等学校へ志願することができない。ただし、近く県内に居住することが確定している者(通信制の課程に志願する場合は、県内に勤務場所を有することとなる者を含む。)については、その事実を証明するに足りる書類(前記10参照)を志願しようとする高等学校の校長に提出し、その事実が真正であると認められた場合に限り志願することができる。
- 2 県外からの志願者に対しては、事情やむを得ない場合に限って、入学願書及び他学区志願許可申請書の出身中学校長の印を省略することを認める。

## 12 そ の 他

- 1 志願者数、合格者等については高等学校に対しての電話等による問い合わせには応じられないので注意すること。
- 2 志願手続等に関して疑義があるときは、あらかじめ志願しようとする高等学校に問い合わせること。
- 3 入学願書の記載に不備があるときは、原則として受け付けないのでよく注意すること。

# 別表 昭和49年度神奈川県公立高等学校生徒入学定員

## 1 全日制の課程

### (1) 普通科

学区名	学 校 名	入学定員	
横浜北部学区	県立鶴見高校	405	
	県立横浜翠嵐高校	450	
	県立港北高校	450	
	県立川和高校	405	
	県立市ヶ尾高校	180	
	横浜市立東高校	315	
	県立横浜平沼高校	405	
	県立光陵高校	360	
	横浜中部学区	県立希望ヶ丘高校	540
		県立旭高校	270
県立柏陽高校		405	
県立松陽高校		405	
県立瀬谷高校		270	
横浜市立戸塚高校		405	
横浜市立桜丘高校		450	
県立横浜緑ヶ丘高校		405	
県立横浜立野高校		315	
県立清水ヶ丘高校		270	
横浜南部学区	県立横浜日野高校	360	
	県立港南台高校	270	
	横浜市立金沢高校	405	
	横浜市立南高校	405	
	川崎学区	県立川崎高校	405
		県立新城高校	405
		県立川崎北高校	180
		県立多摩高校	405
		県立生田高校	450
		川崎市立川崎高校	315
川崎市立橘高校		360	
川崎市立高津高校		360	
横須賀三浦学区		県立横須賀高校	405
	県立横須賀大津高校	405	
	県立追浜高校	405	
	県立逗子高校	405	
	県立三崎高校	360	
	横須賀市立横須賀高校	405	
	鎌倉湘南学区	県立鎌倉高校	450
		県立湘南高校	450
		県立藤沢高校	315
		県立藤沢西高校	180
県立茅ヶ崎高校		450	
県立茅ヶ崎北陵高校		360	
平塚秦野学区		県立平塚江南高校	405
		県立高浜高校	360
		県立秦野高校	450
		県立大秦野高校	315
	県立伊勢原高校	360	
	県立大磯高校	360	
	県西学区	県立小田原高校	450
		県立小田原城内高校	405
		県立西湘高校	405
		県立山北高校	405
県立吉田島農林高校		90	
県立上溝高校		315	
県央学区		県立相模原高校	405
		県立厚木高校	540
		県立厚木東高校	405
		県立麻溝台高校	270
	県立大和高校	360	
	県立座間高校	270	
	県立津久井高校	360	

## 〔2〕 農業に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
県立平塚農業高校	食品化学科	80
	園芸科	80
	生活科	45
県立相原高校	畜産科	40
	食品化学科	40
県立中央農業高校	造園科	40
	園芸科	80
	畜産科	40
県立吉田島農林高校	生活科	90
	園芸科	80
	農林土木科	40

## 〔3〕 工業に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
県立神奈川工業高校	機 械 科	80
	建 築 科	80
	電 気 科	80
	電 子 科	80
	産 業 デザイン科	40
県立商工高校	機 械 科	80
	電 気 科	80
	工業化学科	40
	機 械 科	160
県立磯子工業高校	電 気 科	80
	電 子 科	40
	土 木 科	40
	化学工学科	80
県立川崎工業高校	機 械 科	120
	電 気 科	80
	電 子 科	40
	工業化学科	80
	化学工学科	40

県立向の岡工業高校	機 械 科	160
	建 築 科	40
	土 木 科	40
	電 気 科	80
県立横須賀工業高校	電 子 科	80
	機 械 科	80
	電 気 科	80
	化学工学科	80
県立平塚工業高校	造 船 科	40
	電 気 科	40
	工業化学科	80
	機 械 科	120
	電 子 科	80
県立平塚西工業技術高校	機 械 科	80
	自 動 車 科	80
	機 械 科	80
県立藤沢工業高校	土 木 科	40
	建 築 科	80
	設備工業科	40
県立大船工業技術高校	機 械 科	80
	電 子 科	40
県立小田原城北工業高校	機 械 科	160
	建 築 科	40
	電 気 科	40
	電 子 科	80
	デザイン科	40
	設備工業科	40
県立相模台工業高校	電 子 科	80
	化学工学科	80
	機 械 科	160
	電 気 科	80
県立相模原工業技術高校	機 械 科	80
	自 動 車 科	80

横浜市立鶴見工業高校	機械科	120
	電気科	40
	電子科	40
	工業化学科	40
	建築科	40
	土木科	40
	土木科	40
川崎市立工業高校	建築科	40
	電気科	80
	電子科	40
横須賀市立工業高校	機械科	80
	機械科	80
	建築科	40
	工業化学科	40
	土木科	40

#### 〔4〕 商業に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
県立商工高校	商業科	90
	情報処理科	90
県立平塚商業高校	商業科	270
県立小田原城東高校	商業科	270
	情報処理科	90
県立相原高校	商業科	135
	商業科	180
県立厚木商業高校	秘書科	90
	情報処理科	90
横浜市立横浜商業高校	商業科	360
横浜市立港商業高校	商業科	270
川崎市立商業高校	商業科	360
横須賀市立商業高校	経 理 科	90
	事 務 科	90

#### 〔5〕 水産に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
県立三崎水産高校	漁業科	40
	製造科	40
	機関科	40
	無線通信科	40

#### 〔6〕 家庭に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
川崎市立川崎高校	家庭科	45
川崎市立高津高校 田分校	家庭科	45

#### 〔7〕 厚生に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
県立衛生短期大学 付属二俣川高校	衛生看護科	160

#### 〔8〕 外国語に関する学科

学 校 名	学 科	入学定員
県立外語短期大学 付属高 校	貿易外国語科	160

※上記の表には参考までに、市立高校の入学定員も掲載した。

## 2 通信制の課程

学 校 名	学 科	入学定員
県立横浜平沼高校	普通科	400
県立湘南高校	普通科	850
県立厚木南高校	普通科	270
	衛生看護科	80

(備考)

#### 学区に関する特例

神奈川県公立高等学校通学区規則附則に規定する学区に関する特例に基づいて志願した者で、入学を許可されるものの数(限度数)は、次の表のとおりとし、その選抜はそれぞれ全志願者の成績順による。

住所を有する 地 域	学 校 名	入 学 許 可 限 度 数
横浜北部学区	県立光陵高校	45
	県立旭高校	90
	県立柏陽高校	45
鎌倉湘南学区	県立光陵高校	45